

旭丘中学校 P T A 規約

練馬区立旭丘中学校 PTA の本部は練馬区立旭丘中学校（練馬区旭丘 2-40-1）に置く。

練馬区立旭丘中学校 創立 昭和 22 年 4 月 1 日

練馬区立旭丘中学校 PTA 発足 昭和 24 年 4 月 20 日

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は練馬区立旭丘中学校の保護者と教職員の会(旭丘中学校 P T A)という。

第 2 条 この会は事務所を旭丘中学校内におく。

第 2 章 目的及び活動

第 3 条 この会は各会員が相互に聡明な協力をし、もって家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 生徒の奨学、訓育、安全についての活動
2. 会員の教養の向上を図る活動
3. 他校ならびに他の教育団体との連絡協議に関する行事等に関する活動
4. この会の目的を達成するために必要な活動

第 3 章 方針

第 5 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とする行為を行わない。
3. この会の名において、いかなる政治的活動においても候補者の推薦をしない。
4. 学校の人事及び管理には干渉しない。

第 4 章 会員

第 6 条 この会の会員は

1. 旭丘中学校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者（以下「保護者」という。）
2. 旭丘中学校の教職員(以下「教職員」という。)
3. この会に理解のある者とする。

第 5 章 役員

第 7 条 この会の役員は次のとおりである。

1. 会長 1 名(保護者)
2. 副会長 2 名以上 (保護者または教職員)
3. 庶務 2 名以上 (保護者及び教職員)
4. 会計 2 名以上 (保護者及び教職員)

第 8 条 役員は推薦委員会において選出し、総会の承認を経て決定する。

第 9 条 役員任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とし再任を妨げない。

第 10 条 役員任期は次のとおりとする。

1. 会長は会を代表し会務を整理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその任務を代行する。
3. 庶務は会議の記録、外部との連絡交渉その他一般庶務を整理する。
4. 会計は議会が決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理し、5 月総会にて決算報告する。

第 11 条 役員に欠員が生じたときはその残任期間を他の役員が代行する。但し必要ある時は補欠選挙を行うことができる。

第 6 章 運営委員会

第 12 条 運営委員会はこの会の役員、各常置委員会の正副委員長及び校長ならびに副校長によって構成される。

第 13 条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

1. 会長によって推薦された特別委員会の委員長を承認する。
2. 年度予算をつくり健全な財政の運営をはかる。
3. 会の年度計画の企画立案をする。
4. 各種委員会によって立案された事業計画を協議する。
5. 総会に提出する報告書を作成する。
6. 必要ある場合は特別委員会を設ける。
7. その他全会員から委任された事務を処理する。

第 14 条 運営委員会の例会は必要に応じて開かれ、日時は会長が定める。

第 15 条 運営委員会は委員の 3 分の 2 以上出席しなければ成立しない。会長または委員の半数以上が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第 16 条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第 7 章 委員会の設定

第 17 条 委員会は常置委員会、特別委員会のほか、次年度の役員等候補者選出のための役員候補者推薦委員会及び適正な会計処理の確保を目的とした会計監査委員会を置く。

第 18 条 1. 特別の目的を遂行するために運営委員会は特別委員会を設けることができる。

2. 特別委員会の委員長は、運営委員会の承認を得て会長がこれを任命する。

第 19 条 常置委員会は、広報委員会、生活指導委員会及び学年委員会（成人教育委員会の活動を含む）とする。

第 20 条 1. 常置委員会の正副委員長は、役員及び校長の承認を得て、各学級から選出された委員の中から会長がこれを任命する。

2. 常置委員会の正副委員長の任期は 1 ヶ年とし重任を妨げない。

第 21 条 常置委員会の委員は、各学級から 4 名を互選により選出し、各常置委員会に 1 名ずつ配置する。

第 8 章 委員会の任務

第 22 条 成人教育委員会は会員の教育理解を深め、教養の向上に努める活動を行うとともに、本会の教育的な催しを地域社会に対し開放する活動を行う。

第 23 条 広報委員会はこの会員に対して、また必要に応じその地域社会ならびに関係諸機関及び諸団体に対して情報の伝達、意見の交換等の活動を行う。

第 24 条 生活指導委員会は、生活環境の浄化や学校給食の効果等も含めた、生徒の家庭生活、校外生活の向上に向けた各会員の活動に協力する。

第 25 条 1. 各学年委員会は当該学年、学校 P T A の意見をまとめ、当該学年の教育方針に協力し、併せて会員相互の親睦をはかる。

2. 各委員長が必要と認めたときは、各学年委員会は他の常置委員を含めた学年委員会を開くことができる。

第 26 条 常置委員会及び特別委員会は如何なる事業計画についても運営委員会にはからなければならない。

第 27 条 会計監査委員会は 3 月総会において第 17 条により決められた 2 名以上のもので、その任期は 1 年とし、その年度の会計を監査しその結果を総会に報告する。

第 28 条 役員候補者推薦委員会は総会に提出する役員及び会計監査候補者を決める。

第 29 条 役員候補者推薦委員会の構成及び任務は次のとおりである。

1. 各学級の委員 4 名以外から 1 名の推薦委員を選出する。
2. 副校長が推薦委員を兼ねる。

3. 推薦委員会は総会の少なくとも 5 日前までに推薦委員会により推薦された候補者の氏名、生徒所属の学年を全会員に知らせなければならない。

第 9 章 総会

第 30 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 31 条 会長は運営委員会の決議により次の総会を招集する。

1. 定期総会（毎年 5 月・3 月）
2. 臨時総会（必要と認めた場合）

第 32 条 総会の議長は会長がこれにあたる。

第 33 条 総会を開く場合はその日時、場所及び議題を総会の少なくとも 3 日前までに全会員に通知しなければならない。

第 34 条 総会の議決は出席会員の過半数による。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 10 章 会計

第 35 条 この会の経費は会費、寄附金及びその他の収入によって支弁される。

第 36 条 会費は一定額を決め総会で決定し年一回一括で納める。

第 37 条 この会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 11 章 改正

第 38 条 規約の改正は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって決める。

第 12 章 細則

第 39 条 この会の運営に関し必要なときは別に細則を定めることができる。

第 13 章 個人情報の保護

第 40 条 本会が第 3 条に規定する目的達成および P T A 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用および管理について、個人情報取り扱い規定を以下に定める。

1. 本会は会長または役員が、会員または会員になろうとするものから同意を得ることにより個人情報を取得する。
2. 本会が会員から取得する個人情報は、生徒および保護者の氏名、学年、学級、電話番号、住所等の連絡先とする。
3. 本会が取得した個人情報は、担当役員が適正に管理する。

改正 平成 15 年 5 月 6 日

平成 23 年 3 月 8 日 (同年 4 月 1 日施行)

平成 30 年 3 月 10 日 (同年 4 月 1 日施行)